

# 第 77 回中小企業団体全国大会に係る 中小企業対策に関する要望

令和 7 年 5 月

山形県中小企業団体中央会

## 要望事項 1

公共事業においては、中小企業・小規模事業者が適切な商取引を行う上で、情勢に即した価格変更に対する柔軟な対応を図るとともに、最低制限価格制度及び低入札価格調査制度を踏まえた適正な価格で発注すること

### 【要望事項】

国、県、市町村が実施する公共事業や行政の業務委託では、品質を確保するため入札において適正な価格設定で実施することを要望するとともに、契約の途中で需給の状況、原材料費、輸送費、労務費等の実勢価格に変化が生じた場合には、スライド条項による契約金額を変更する必要があるか否かについて迅速に検討し、必要な場合は早急に価格を見直す対応を要望する。加えて、現状ではスライド条項による変更手続きに係る資料作成が煩雑で、労務コストが多大であることから、簡便な手続きに改善すること。

さらに、過度な価格競争を抑制するため、最低制限価格制度及び低入札価格調査制度の運用を徹底することを要望する。

### 【背景・提出理由】

官公需法に基づく「令和 7 年度中小企業者に関する国等の契約の基本方針」として、『中小企業における賃上げ実現に向け、生産性向上、下請取引の適正化及び価格転嫁の促進に取り組んでいるところであり、物価上昇を上回る賃金上昇を定着させるためには、官公需の発注においても、率先垂範して、受注企業の労務費、原材料費等のコストの増加分が価格転嫁され、賃上げ原資の確保につながる必要がある。』『国等の契約の締結に当たっては、予算の適正な使用に留意し、消費税及び地方消費税については、その適正な転嫁を確保するとともに、人件費、原材料費やエネルギーコストの上昇分について適正な転嫁を確保する』『公共工事においては、コスト増加分の転嫁を行う条項を契約に適切に設定し、複数年度にわたる物件及び役務の契約においては、「労務費の指針」を参考にして発注者として行動し国等から少なくとも年に 1 回以上の協議を行うように努める』としている。

また、令和 6 年 6 月に公表された「経済財政運営と改革の基本方針 2024(骨太の方針 2024)」において、『官公需について、労務費等の価格転嫁徹底を目的とした期中の契約変更等に対応するため、必要な予算を確保する。最低制限価格制度等の適切な活用を促進する。』としている。

さらに、令和 6 年 11 月に公表された「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策」においても、『官公需においても、入札制度の適切な運用により、受注企業の労務費、原材料費等のコスト増加分が価格転嫁され、賃上げ原資の確保につながる必要がある』としている。

しかし、山形県内のコンクリート製品製造業、管工事業、建築物管理、給食受託、警備業等の組合からは、「原材料価格変動が早く価格転嫁できていない」「時間外対応も含む人件費や光熱費の価格転嫁ができていない」「複数年にわたる案件を受注した場合、契約時の価格から時間が経って部材等が高騰しても契約時の価格でしか請求できない」「元請業者がスライド条項等によって価格転嫁できても、下請業者には転嫁されてこない」「市町村での価格転嫁への対応が鈍い」「より事業者の立場に立った対応をお願いしたい」と

の声が寄せられており、公共事業や行政の業務委託では受注してから情勢が変わっても価格に転嫁しにくい状況にある。これら会員組合の声からは、国の方針が浸透していない現状が見て取れるため、発注側の国及び地方公共団体は、コスト上昇分を適切に転嫁できる支援策が早急に必要である。

また、「受注者の立場でスライド条項による契約変更を行うには、現状は膨大な資料を添付しなければならないため、案件によっては価格を変更する以上の人件費がかかってしまう」「スライド条項の要件・手続きが厳しく変更が容易でないため、手続きの簡素化をしてほしい」との声があるため、手間暇のかからない簡素な手続きでスライド条項を適用できる制度にする必要がある。

建築物管理の組合からは、公共事業や行政の業務委託での一般競争入札において、必要最低限の入札条件だけを満たした県外の事業者の参入により、低価格での落札が多く、地元業者は競争にならず苦慮している状況にあり、過度な価格競争を抑制し、地元企業優先発注、適正な価格設定での入札を図ってほしいとの声が寄せられている。

農業機械製造の組合からは、民間団体等が国及び地方公共団体から補助金を受けて発注する際の一般競争入札においても、最低制限価格の制限を設けてほしいとの声が寄せられている。

令和6年11月「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策」においても、『2024年内を目途に、最低制限価格制度及び低入札価格調査制度について、各制度の趣旨に則った対応を徹底するとともに、それらの運用実態を調査し、運用改善について検討を行う。』としている。

これらの調査結果をもとに、各制度の迅速な運用改善策を講じる必要がある。

## 要望事項 2

民間同士の商取引においては、価格転嫁しやすい環境づくりや不当廉売の是正などといった不公正な取引の規制強化をさらに強化すること

### 【要望事項】

民間取引においては、発注者が各種コスト上昇分の価格転嫁に応じないこと等の不公正な取引に対し、公正取引委員会は令和 5 年 3 月に「令和 5 年中小事業者等取引公正化推進アクションプラン」を公表したが、執行強化の取り組みを進め独占禁止法又は下請法に違反する事案については、より積極的かつ厳正に対処していくことを要望する。

また、価格転嫁が適正になされるよう、中小企業組合に付与される団体協約締結権の活用推進策を図ること。

さらに、不当廉売や有利誤認表示の是正等を徹底し、公正で自由な事業活動の維持・促進を図ること。

### 【背景・提出理由】

中小企業・小規模事業者の経営は、十分な価格転嫁が進まず、賃上げや設備投資の原資確保に苦しんでいる一方、深刻化する人手不足で防衛的に賃金を引き上げざるを得ず、原材料価格の上昇による支払い増加、既往債務返済のための資金繰りに追われており、事業の継続が難しくなる事業者も増えるなどの危機的状況が続いている。民間取引においても、価格転嫁ができていないとの声は業種問わず多く寄せられている。サプライチェーンが複層構造を成す中、下流に位置する中小事業者には、コスト転嫁の恩恵が十分に届いていない。サプライチェーン全体を強靱化し、付加価値を拡大するためには、日本の強みである大企業と中小企業・小規模事業者の共存共栄関係の再構築が不可欠である。

山形県中央会では、令和 5 年 3 月に県内の行政機関・各団体計 11 団体と「価格転嫁の円滑化により地域経済の活性化に取り組む共同宣言」を行った。令和 6 年 10 月には県内の行政機関・各団体計 13 団体と「価格転嫁の円滑化に向けた連絡協議会」を立ち上げ、適切な価格転嫁と賃上げを促進する機運を高める取り組みを進めている。

発注者が各種コスト上昇分の価格転嫁を認めない等の不公正な取引に対し、「パートナーシップ構築宣言」や「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」の周知徹底や普及啓発により、価格転嫁しやすい環境づくりを要望する。

また「骨太の方針 2024」にて、賃上げの促進を表明した。その中の価格転嫁対策として、『協同組合法に基づく団体協約の更なる活用の推進に向け、活用実態の調査や組合への制度周知に取り組む。』と団体協約を推進することが明文化されたことに伴い、今後活用していく上で実効性のある運用指針を策定することが必要である。

その他、不当廉売や消費者に対する有利誤認表示などに対して独占禁止法を厳正に適用するなど、公正かつ自由な競争の維持・促進や消費者保護の対処を行い、民間同士の取引において独占禁止法や下請法の厳正な適用を強力に推進することを要望する。

### 要望事項3

人件費高騰への対応と人材確保・定着の両立を実現できるよう対策を拡充すること

<b>【要望事項】</b>
<p>中小企業・小規模事業者では、高い技術や優れたサービスを有しながらも人手不足が常態化しており、後継者育成や技術の継承などが危惧される。</p> <p>ここ数年の最低賃金を含む賃上げに対応しようにも、原材料等の高騰により人件費の原資とする利益が確保できず、人手不足に拍車がかかっている。このような厳しい状況にある中小企業・小規模事業者の賃上げに対する支援、そして魅力的な職場づくりによる人材の確保定着に向けた職場環境の改善に対する支援策を要望する。</p>
<b>【背景・提出理由】</b>
<p>働き方改革関連法が令和6年4月から全業種に原則適用され、これまで以上に、中小企業・小規模事業者における労働時間の動向、人材確保の状況、取引条件の実態を踏まえた支援が必要である。</p> <p>また、労働者の価値観や働き方の多様化、人口減少による労働市場の人材獲得競争の激化、DXの進展等による事業内容の変化等、企業と労働者は大きな転換点におかれている。実際、業種を問わず多くの組合から人材不足の声があり、人材確保や育成・定着に苦慮している声が多く寄せられている。付加価値を生み出す人材をどれだけ確保できるかが企業の生き残る条件となり、人材戦略が企業経営にとってさらに重要となっている。</p> <p>一方、中小企業・小規模事業者が長年かけて育成してきた有資格者など、専門性の高い人材の流出も課題となっている。消費者物価が上昇する中で、雇用を維持していくためにも、賃上げなどの処遇改善は必要であるが、原材料をはじめ様々な価格が高騰しており、業種問わず多くの組合からは、それらの価格転嫁がなかなか進んでいない、あるいは価格転嫁できても、すぐに原材料等が再度値上げされてしまうという現状の声もある。</p> <p>人手不足の中で、地域の雇用を守り事業を継続していくためには、付加価値の向上など生産性を高めながら、優秀な人材の処遇を改善していかなければならない。</p> <p>そのために、利益確保のための価格転嫁支援、賃上げ税制の更なる拡充など中小企業・小規模事業者の賃上げ対応への支援、事業に必要な資格(大型免許や技能検定等)取得に向けた支援やリスキリングによる人材の能力向上を図る環境づくりのための支援を要望する。</p>

## 要望事項 4

外国人技能実習制度から育成就労制度への円滑な移行と外国人材に選ばれる事業者となるための取り組みを支援すること

### 【要望事項】

外国人技能実習制度から育成就労制度へ移行する際に、中小企業・小規模事業者の過度な負担とならないよう措置を講じる必要があるとともに、受け入れる中小企業・小規模事業者において外国人材が円滑に活躍でき、企業と育成就労外国人の双方にとって望ましい職場環境を構築できる制度を要望する。

また、育成就労者の転籍についても、育成元の中小企業・小規模事業者が投資したコストが無駄にならないよう制度設計を行うこと。

さらに、職場の処遇改善だけでなく、多様な文化・習慣などへの理解や配慮をした生活面での受入環境整備についても行政の支援が必要である。

### 【背景・提出理由】

人材不足が深刻化する中、県内においても、外国人技能実習制度等による外国人労働者は増加傾向であり、多くの中小企業・小規模事業者で雇用されている。今後も、中小企業・小規模事業者にとって、事業継続のためには外国人労働者の雇用を拡大していく必要がある。

こうした中、令和6年6月に技能実習に代わる新たな育成就労制度を新設するための関連法の改正が国会で可決・成立され、令和9年から施行される。人材育成と人材確保を目的としており、特定技能制度に連続性を持たせることで、長期に渡り日本の社会を支える人材を確保することを目指すものであり、これまで以上に国際的・国内的に外国人労働者の確保競争となる状況になると考えられる。管理団体や受け入れ機関が育成就労制度を活用するにあたって、制度を活用する中小企業・小規模事業者が過度な負担とならないよう円滑に対応することができる仕組みを講じるとともに、外国人材が円滑に活躍でき、企業と育成就労外国人の双方にとって望ましい職場環境を構築できる制度を要望する。

管理団体になっている組合からも、「地域の中小企業・小規模事業者に配慮し、育成就労制度の運用結成にあたって出入国在留管理庁及び厚生労働省は、スケジュール、管理団体の要件等決定事項を速やかに公開し、わかりやすく周知を行って欲しい」との声が出ている。

また、育成就労者の転籍についても、特に地方の中小企業・小規模事業者への配慮が必要である。育成就労者の育成に金銭的・時間的コストをかけて技術を習得させても、大都市圏の給与の高い事業者へ転籍されては経営への影響はとても大きい。そのため、転籍先の事業者が転籍元の事業者へ受入から育成に要したコストを補填する制度が必要である。

その他、受け入れを希望する中小企業・小規模事業者からは、「日本が育成就労外国人にとって魅力ある働き先として選択される必要がある」と声がある。そのためには、賃金をはじめとする待遇や職場環境の改善とともに、就労者の家族も含めた生活環境の整備や文化・社会に対する理解の増進等の施策をさらに充実強化する措置が必要である。

## 要望事項 5

### エネルギーコスト引下げ策と安定供給策を引き続き講じること

<b>【要望事項】</b>
<p>電力をはじめエネルギーコストがすべて大幅に値上がりし、中小企業・小規模事業者の経営を圧迫している。燃料油価格激変緩和補助金と電気・ガス価格激変緩和対策事業は、支援継続を要望するとともに、現在、凍結されているトリガー条項の発動のみならず、暫定税率そのものの廃止を要望する。</p> <p>また、安定供給を図るため、風力、太陽光、地熱等を利用した再生可能エネルギー源の分散配置等によるエネルギーの地産地消を進めるなどし、安価で安定的なエネルギー確保、FITによる買取保証制度の延長、災害に強いエネルギー利用システムを構築することを要望する。</p>
<b>【背景・提出理由】</b>
<p>月次景況調査、四半期毎の景況調査共に、「電気料金やガソリン・軽油代等の高騰、それに伴う原材料費の高騰などに苦慮している」という回答が多い。</p> <p>山形県のガソリンは、仙台港の製油所から輸送するものが多く、その分コストもかかるため、資源エネルギー庁が発表する令和7年3月31日現在のレギュラーガソリンの平均小売価格は192.8円となり、過去最高値を更新した。これは、東北の平均より9.2円高く、東北で1番、全国で2番目に高い状況にあった。</p> <p>山形県内でも、燃料を使用することが多い運送業だけでなく、製造業、建設業、遊技業、サービス業など業種を問わず負担が大きいとの声が上がっている。</p> <p>原油価格高騰が、コロナ下からの経済回復の重荷になる事態を防ぐため及び国際情勢の緊迫化による国民生活や経済活動への影響を最小化するための激変緩和措置として、燃料油の卸売価格の抑制のための手当てを行うことで、小売価格の急騰抑制することにより、消費者の負担を低減することを目的に燃料油価格激変緩和補助金が実施されてきた。5月22日からガソリンは10円、重油・灯油は5円定額で引き下げると表明されたが、ガソリンの平均小売価格が3か月連続160円を超えた場合、現在凍結されているトリガー条項を確実に発動するとともに、暫定税率そのものの廃止を要望する。</p> <p>また、電気・都市ガスの使用量に応じた料金の値引きを行い、急激な料金の上昇によって影響を受ける家庭・企業などを支援する目的で電気・ガス価格激変緩和対策事業が3月利用分まで行われていた。7月から9月まで電気・ガス料金の補助も表明されたが、状況を鑑みて、10月以降も中小企業・小規模事業者の負担を軽減する支援を要望する。</p> <p>一方、安定供給を図るため、風力、太陽光、地熱等を利用した再生可能エネルギー源の分散配置等によるエネルギーの地産地消を進めるなどし、安価で安定的なエネルギー確保、災害に強いエネルギー利用システムを構築することを要望する。</p> <p>現在FITによる売電を行っている企業からは、「自社消費しているが、休日分の発電はただ捨てることになってしまう。FITによる買取保証期間が終えた後も、売電できる制度を設けてもらいたい」との声もある。こういったものも有効活用し、エネルギーコストの削減を図ることが望まれる。</p>

## 要望事項 6

中小企業・小規模事業者の環境変化に柔軟に対応するため、中小企業組合等連携組織へ地域の実情に応じた支援を中央会が実施できるよう、国及び都道府県による中央会の事業費及び人件費を拡充すること

### 【要望事項】

中小企業・小規模事業者が激しい環境変化の中で経営課題に取り組むためには、経営資源を補完・補強し合う中小企業等連携組織による共同事業の取り組みが重要となっている。また、地域特有の課題も多様化していることから、中小企業組合等連携組織への適切な支援を中央会が実施できるよう、国及び都道府県による中央会の事業費及び人件費を拡充することを要望する。

### 【背景・提出理由】

事業者を取り巻く状況は、エネルギー・原材料価格の高騰、事業環境に変化をもたらす様々な制度改正、世界的な脱炭素・カーボンニュートラルや DX への動き、急速に進む人口減少、自然災害の頻発、最低賃金の急激な上昇など、経営環境が激変し、厳しい状況に置かれている。

2024 年版中小企業白書・小規模企業白書概要でも『支援機関の活用効果は高く、支援機関は地域の中小企業にとって重要な存在』としている。一方で、『支援機関の活用が広がり、相談内容が高度化する中で、支援機関の人員不足や支援ノウハウ・知見の不足が顕在化。他の機関との連携も含め、支援体制の強化が必要。』としており、支援機関が連携して事業者を支援していくことが重要視されている。

また、国では、令和 5 年 11 月「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」、令和 6 年 6 月に公表された「経済財政運営と改革の基本方針 2024(骨太の方針 2024)」において、賃上げの促進を表明した。その中の価格転嫁対策として、『中小企業等協同組合法に基づく団体協約の更なる活用の推進に向け、活用実態の調査や組合への制度周知に取り組む。』と団体協約を推進することが明文化され、組合が今後活用していくことが注目されている。

さらに、特定地域づくり事業協同組合が制度化され、新たな共同での取り組みも始まっているが、事業者が今後も多様化・高度化していく環境に柔軟に対応するため、経営資源を連携して補完・補強し合う中小企業等連携組織による共同での取り組みが重要となっていく。

中央会は中小企業等連携組織の専門支援機関として、こういった組合・組合員の共同での取り組みを支援するため、連携組織化支援を国の重要な政策の柱として位置づけ、組合制度が一層活用されるよう国及び都道府県による中央会の事業費及び人件費を拡充することを要望する。

## 要望事項 7

中小企業等連携組織は、厳しい経営環境の中で、事業者同士が経営資源を補完・補強し合う協同組合等による共同事業の取り組みに有効であることから、より利用しやすい制度への改正を図ること

### 【要望事項】

中小企業・小規模事業者は急激な環境変化への対応に迫られており、今後も多様化・高度化していく環境に柔軟に対応するため、経営資源を連携して補完・補強し合う中小企業等連携組織による共同での取り組みが重要となっている。そのため、中小企業組合へ加入することにより、各種補助金の加点措置や減税などの加入メリットとなる支援策の拡充や、組合の現況や社会情勢に合わせた、員外利用制限の緩和、総代会設置要件の緩和など、より利用しやすい組合制度へ改正することを要望する。

### 【背景・提出理由】

昭和 24 年の中小企業等協同組合法、昭和 33 年の中小企業の組織に関する法律、昭和 37 年の商店街振興組合法により、中小企業組合が制度化された。

中小企業・小規模事業者は一般に規模の大きさ、信用力の弱さ等によって不利な立場に立たされている場合が多く、そのため、同業者などが相寄り集まって組織化することは、生産性の高揚を図り、価値実現力を高め、あるいは対外交渉力の強化を図るための有効な方策の一つとしてきた。昭和 55 年には全国 58,000 を超える中小企業組合が活動し、経済成長の一翼を担った。多くの中小企業組合の目的は、スケールメリットを生かした共同事業であったが、環境変化により素早い判断と迅速な行動により収益を得るスピード化に変化していったため、組合の有効性が失われ設立の減少と解散の増加となっている。

一方、平成 10 年の特定非営利活動促進法、平成 20 年の公益法人制度改革、令和 5 年の労働者協同組合法などが施行され、多様な連携組織が設立されるようになった。中小企業組合は行政機関の認可が必要な認可主義が適用されるが、一般社団法人や労働者協同組合等は、法律で定めた要件を満たせば登記することによって設立が認められる準則主義である。また、設立に必要な発起人が、中小企業組合は 4 人以上であるが、一般社団法人は 2 人以上、労働協同組合は 3 人以上となっており、他法人の方の規制が緩いからまたは運用が優しいからといった理由でそちらに流れてしまうことも危惧している。

県内の組合からも、組合員の減少、組合の収入の減少、環境変化による共同事業のあり方等の問題点が寄せられており、「組合に加入することで受けられる補助金や補助金の加点項目、減税等、組合に加入することがメリットになるような支援策の拡充」の声が挙がっている。令和 7 年 3 月に公表された「小規模企業振興基本計画(第Ⅲ期)」においても、地域経済の活性化の施策として『中小企業組合制度の活用(組合の組成等)を通じ、企業同士や個人同士が連携し、それぞれが保有するノウハウや経営資源を補完し合う取り組みを促進する』としている。

今後も多様化・高度化していく環境に柔軟に対応するため、加入促進も見据えた共同事業の員外利用制限の緩和、総代会設置要件の緩和等といった組合制度をより活用しやすくなる制度改正を行っていく必要がある。

また、団地組合とその組合員の建物などの再整備を進めるうえで、高度化融資制度を活用する場合、都道府県の負担を伴わない中小企業基盤整備機構が独自で貸付を行える新たな制度の創設が必要である。さらに、高度化融資制度の活用が組合の財政状況により難しい場合、制度を利用しやすくなるよう、保証人の条件緩和や保証料の低減の声も挙がっている。

## 要望事項 8

中小企業組合の法人税の軽減税率をさらに引き下げ、恒久化を図るとともに適用年間所得区分を撤廃、又は大幅に引き上げるとともに、企業組合には事業協同組合等と同様の軽減税率を適用すること。また、物価や人件費が高騰する厳しい経営環境であることから、固定資産税や社会保険料、施設維持のための固定経費の負担軽減策を講じること

### 【要望事項】

中小企業・小規模事業者及び中小企業組合の経営基盤の安定と事業活動の促進のため、軽減税率を現行の15%から引き下げ、恒久化を図り、適用所得金額を撤廃又は大幅に引き上げることがを要望する。また、企業組合は、事業協同組合等と同様、中小企業・小規模事業者の事業の改善・合理化を図るための組織であるにもかかわらず、株式会社と同様の税率が適用されていることから、事業協同組合と同様の軽減税率を適用することを要望する。

さらに、様々な原材料や人件費の高騰、エネルギーコストが上昇する厳しい経営環境のなか、中小企業組合及びその組合員の経営安定化のため、固定資産税や社会保険料、施設維持のための固定経費の負担軽減策を引き続き要望する。

### 【背景・提出理由】

厳しい経営環境の中で、事業者同士が経営資源を補完・補強し合う協同組合等による共同事業の取り組みが重要となっている。地域人口の急減に直面している地域において、農林水産業、商工業等の地域産業の担い手を確保し、地域再生の核となることを目的とした特定地域づくり事業協同組合も制度化され、新たな共同での取り組みも始まっているなか、中小企業組合が地域の中小企業・小規模事業者を支える必要性は高くなっている。

このような中小企業組合の経営基盤の安定と事業活動の促進のため、中小法人及び協同組合の法人税の軽減税率の適用期限が令和9年3月31日まで延長されているが、恒久化を図るとともに、適用所得金額を撤廃又は大幅に引き上げを要望する。

また、企業組合は、事業協同組合等と同様、中小企業・小規模事業者の事業の改善・合理化を図るための組織であり、山形県中央会としても企業組合設立推進を図っており、平成24年度から31組合の設立を支援した。

しかしながら、企業組合は、株式会社等と同様の税率が適用されている。企業組合と同様の生産組合に類する農事組合法人、漁業生産組合及び生産森林組合は、法人税法上は「協同組合等」として取り扱われており公平性を欠いている。持続可能で活力ある地域経済・社会課題の解決に向けて、営利・非営利を問わず、創業・雇用の創出が実現できる企業組合を創業のスタートに活用できるよう、事業協同組合等と同様の軽減税率適用を要望する。

また、様々な原材料や人件費、エネルギーコストが上昇するなか、中小企業組及び組合員は厳しい経営環境のため、固定資産税や社会保険料、施設維持のための固定経費の負担軽減策を引き続き要望する。

## 要望事項 9

中小企業・小規模事業者の成長を後押しする支援策をさらに強化すること

<b>【要望事項】</b>
<p>ものづくり補助金、IT導入補助金、省力化投資補助金は、業種を問わず利用できることや、小規模事業者への優遇措置など、厳しい経営環境下にある中小企業・小規模事業者にとって、生産性向上に繋がる設備投資等への後押しとなっている。</p> <p>こういった補助金は、経営変革・生産性向上に挑戦する中小企業・小規模事業者を支援していくことになるため、今後、恒常的な事業として毎年度の当初予算で措置するよう要望するとともに、事業者にとって使い勝手の良い制度に改正を要望する。</p>
<b>【背景・提出理由】</b>
<p>原材料をはじめ様々な価格が高騰しており、業種問わず多くの組合からは、それらの価格転嫁がなかなか進んでいない現状の声もある。人手不足の中で、地域の雇用を守り事業を継続していくためには、生産性を高めて付加価値の向上を図り、優秀な人材の処遇を改善していかなければならない。成長と分配の好循環の実現には中小企業・小規模事業者が賃上げできる環境整備が必要である。さらに、デジタルをはじめ技術革新が進展しており、デジタル技術を活用した業務の効率化やイノベーションによる価値の創出のためには、前向きな設備投資とともに、優秀な人材の確保とその人材が活躍できる環境を作っていくことが大事である。</p> <p>ものづくり補助金、IT導入補助金、省力化投資補助金は、業種を問わず利用できることや、小規模事業者への優遇措置など、厳しい経営環境下にある中小企業・小規模事業者にとって、生産性向上に繋がる設備投資等への後押しとなっている。</p> <p>こういった補助金は、経営変革・生産性向上に挑戦する中小企業・小規模事業者を支援していくことになるため、今後、恒常的な事業として毎年度の当初予算で措置するよう要望する。</p> <p>一方、「補助金額、補助対象範囲、補助率の見直し」「各種補助事業の要件である給与支給総額及び事業場内最低賃金の増加目標の考え方が事業毎に差異があるなど複雑化し、かつ未達による補助金返還義務の要件が厳しくなった」との声が挙がっている。事業者の立場に立った使い勝手と時の経済情勢に柔軟に対応できる制度改正を要望する。</p>

## 要望事項 10

### 商店街の活性化支援の継続・拡充を講じること

<b>【要望事項】</b>
<p>商店街は、地域コミュニティの担い手としての機能を持ち、安全・安心で快適な地域社会づくりやにぎわいの創出などに取り組んでいるが厳しい状況にある。</p> <p>地域課題の解決やライフスタイルの変化等に対応し、地域住民やコミュニティのニーズに応えた役割・人が集まる場所としての社会的機能をより一層高めていくことが重要となっている。商店街等の集客力向上や販売力向上が見込まれるイベントをはじめ、行政主体によるアーケード等公共用設備の整備・管理など、商店街等毎の特性・地域性を考慮した適切な支援を長期的に行うことのできる支援策を要望する。</p>
<b>【背景・提出理由】</b>
<p>地域住民に対する商業機能のほか、近年では保育や医療・介護、雇用などといった生活関連や働き方支援サービスに対する対応も期待される商店街は、人口減少、経営者の高齢化と後継者難、大手ネット通販事業者の急成長による需要減などの構造的諸課題に加え、様々な物価高騰や人件費の高騰による人手不足の拡大など、より厳しい状況にある。</p> <p>山形県商店街振興組合連合会の調査によると、組合員は、物価高騰と人件費高騰が重なり価格転嫁が追いつかず利益の確保ができない状況である。また、最低賃金引き上げによって主婦や学生など扶養に入っている労働者の労働時間が短くなるなど人手不足は進み、経営者が休み無しで働く、あるいは追加で他の人を雇えないため定休日を増やす店もあるという結果だった。</p> <p>このように組合員の経営が厳しい状況のなか、アーケード、街路灯、防犯カメラ、駐車場・駐輪場などの公共用設備を所有する商店街においては、設備の老朽化により更新の時期を迎えているところが多く、その更新費用は組合運営上とても大きな負担である。</p> <p>地域住民やコミュニティのニーズに応えた役割・人が集まる場所としての社会的機能をより一層高めていくことが重要となることから、都市再生に向けた的確な立地指導を行うとともに、公共性の高いまちづくりを進める観点から、商店街の公共用設備の改修整備に対する支援が求められている。</p> <p>また、商品券などによる消費喚起策、商店街等の集客促進のイベント支援などを求める声もあり、商店街毎の特性・地域性を考慮しニーズに合ったハード・ソフト両方に使える自由度の高い支援策を要望する。</p>

## 要望事項 11

災害に強く、地域経済活性化に資する高速交通網の早急な整備を図ること

<b>【要望事項】</b>
高速道路は、地域の発展や活性化、災害時には救援作業や物資の輸送に重要な役割を果たすことが期待されるほか、輸送時間の短縮及び定時配送の確保、ドライバーの拘束時間等労務負担の軽減等、必要不可欠であるため、高速道路網の拡大や4車線化など早急に整備するとともに、寒冷地特有の凍上災等で傷んだ道路の修繕維持の徹底を要望する。
<b>【背景・提出理由】</b>
<p>高速道路は、地域の発展や活性化、災害時には救援作業や物資の輸送に重要な役割を果たすことが期待されるほか、輸送時間の短縮及び定時配送の確保、ドライバーの拘束時間等労務負担の軽減等、必要不可欠である。</p> <p>山形県は中山間部が多く、山形県「新広域道路交通ビジョン」によると、南北軸として日本海沿岸東北自動車道と東北中央自動車道が全線事業化し、その多くの区間で開通見通しが示されるなど開通に向け事業が進んでいる一方で、東西軸では多くの未事業区間が残されている。令和6年12月に新しい区間が開通したが、高規格幹線道路、地域高規格道路の供用率は86%で、全国の89%、東北の94%と比較して未だ低い状況である。また、山形県の高規格幹線道路は依然としてミッシングリンクが多数あり、山形県は令和6年7月、11月と『高速道路のミッシングリンクを解消し日本の再生を実現する10県知事会議』を通じて国へ要望するなど、さらなる整備が必要な状況である。</p> <p>山形県内の運送業の組合では、ドライバーの人手不足、物量の増大のほか、令和6年4月からの働き方改革関連法の適用により「時間外労働の上限」や「割増賃金率の増加」など遵守しなければならない法令が増え今まで可能だった運送回数がこなせなくなり対応を迫られて苦慮している。さらに「県内の高速道路は徐々に延伸しているが、無料化区間が片側1車線のためボトルネックになっている。さらに通行量の増加や寒冷地特有の凍上災等で道路の傷みが激しくなっている。車の流れの円滑化と傷んだ道路の十分な整備の財源確保を図り、事業者が安全に運行できるようにしてほしい」「日本海沿岸東北自動車道は、秋田方面は令和8年度までに開通の予定だが、新潟方面は開通時期の目安が出ておらず、いつ開通になるか分からない状況であるため、早急に整備を進めてほしい」との声が寄せられている。</p> <p>地域の発展や活性化、災害時には救援作業や物資の輸送だけでなく、事業者が対応しなければならない負担を軽減すべく、高速道路網の拡大や4車線化など早急に整備を要望する。</p> <p>また、高速道路料金の大口・多頻度割引制度は、物流業者をはじめ、多くの中小企業・小規模事業者の輸送コスト低減と移動時間短縮に寄与している。より多くの事業者が利用できるよう大口・多頻度割引制度の契約単位割引における利用合計額を450万円、平均利用額を2万5千円に引き下げることを要望する。</p>

## 要望事項 12

奥羽・羽越新幹線を含む全国のフル規格新幹線ネットワークを早期に実現すること

<b>【要望事項】</b>
平成 28 年に北海道新幹線、令和 4 年に西九州新幹線、令和 6 年に北陸新幹線延伸したことで全国的な新幹線ネットワークが整備されつつあるが、太平洋側と日本海側とでは新幹線ネットワークの地域間格差が大きくなっている。日本海側の羽越新幹線の整備により、移動時間の短縮による観光客を含む交流人口と滞在時間の増加がもたらす経済効果、災害時の代替輸送手段の確保などが見込まれる。また、山形新幹線は、雨・風・雪等による運休・遅延も多いことから本県としては極めて重要な課題である。
<b>【背景・提出理由】</b>
政府が定めたフル規格での奥羽新幹線(福島市～秋田市間)、羽越新幹線(富山市～青森市間)は、その形成が国土の総合的な発展に資するものとして、昭和 48 年に政府の基本計画に位置付けられているフル規格の新幹線構想がある。1 年前の昭和 47 年に政府の基本計画に位置づけられた路線(北海道新幹線、北陸新幹線、九州新幹線等)は、ほぼ完成に目処がついている。そうした中で、奥羽新幹線・羽越新幹線と同じく昭和 48 年に政府の基本計画に位置づけられた路線(四国新幹線、山陰新幹線、東九州新幹線等)においても、次の整備を目指した取り組みが開始されている。 平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災は、25 の鉄道事業者の計 85 路線が被災するなど、鉄道施設にも甚大な被害を及ぼしたが、こうした中で、被害の少なかった日本海側の幹線鉄道は、太平洋側の幹線鉄道に代わり、東北地域と首都圏や西日本との旅客移動、物流を担う代替機能を発揮した。これを機に、日本海国土軸の形成など、バランスの取れた社会資本整備の重要性が改めて認識され、なかでも、定時性、速達性、大量輸送性に優れたフル規格新幹線は我が国における高速交通ネットワークの基軸となるものと期待されている。 奥羽新幹線・羽越新幹線の実現に向けて、地域の一層の盛り上がりを図り、県一丸となった取り組みをさらに前に進めていくため、県、県関係の国会議員、県議会、市町村、市町村議会、経済界などの参画のもと、“オール山形”の組織として、平成 28 年 5 月に「山形県奥羽・羽越新幹線整備実現同盟」を設立している。 しかし、山形新幹線は、在来線区間の線路幅を改良して新幹線車両を在来線に直通運転しているものでスピードの制限がある。さらに令和 5 年度山形県総合交通ビジョンによれば年平均 170 本が運休・遅延が発生しており、雨・風・雪等による運休・遅延も多いことから本県としては極めて重要な課題である。山形新幹線の運休・遅延が最も多く発生している福島～米沢間に全長約 23km の米沢トンネルを整備する構想が示され、令和 7 年 2 月には「山形新幹線米沢トンネル(仮称)」の予算と工期が公表され、将来の奥羽新幹線実現の足がかりとなる。ビジネス客の往来やインバウンドの増加などによる経済効果も期待されており、県の試算によるとトンネル整備に伴い、県内を訪れる人は年間およそ 8 万 9,000 人増え、およそ 3,353 億円の経済波及効果が見込まれる。